最高裁規則

最高裁判所

○最高裁判所規則第十七号

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟規則の一部改正）

第一条　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一編　総則（第一条）	第一編　［同上］
［第一章～第八章　略］	［第一章～第八章　同上］
第九章　押収、捜索等（第九十三条―第百条）	第九章　押収及び捜索（第九十三条―第百条）
［第十章～第十六章　略］	［第十章～第十六章　同上］
［第二編～第六編　略］	［第二編～第六編　同上］
第七編　裁判の執行（第二百九十四条の二―第二百九十五条の十二）	第七編　裁判の執行（第二百九十四条の二―第二百九十五条の十一）
［第八編　略］	［第八編　同上］
附則	附則
（証人等の尋問調書）	（証人等の尋問調書）
第三十八条　［略］	**第三十八条**　［同上］
2　調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	2　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の宣誓の有無及びこれらの者が宣誓をしなかつたときは、その事由	二　証人が宣誓をしないときは、その事由
［三～七　略］	［三～七　同上］
八　法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量	八　法第百五十七条の六第三項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量
［九・十　略］	［九・十　同上］
3　調書（法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体を除く。次項及び第五項において同じ。）は、裁判所書記官をしてこれを供述者に読み聞かさせ、又は供述者に閲覧させて、その記載が相違ないかどうかを問わなければならない。	3　調書（法第百五十七条の六第三項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体を除く。次項及び第五項において同じ。）は、裁判所書記官をしてこれを供述者に読み聞かさせ、又は供述者に閲覧させて、その記載が相違ないかどうかを問わなければならない。
［4～6　略］	［4～6　同上］
7　法第百五十七条の六第五項の規定により記録媒体がその一部とされた調書については、その旨を調書上明らかにしておかなければならない。	7　法第百五十七条の六第四項の規定により記録媒体がその一部とされた調書については、その旨を調書上明らかにしておかなければならない。
（検証、押収等の調書）	（検証、押収の調書）
第四十一条　検証、差押状を発しないでする押収又は電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下同じ。）（同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録（法第九十九条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の提供については、調書を作らなければならない。	**第四十一条**　検証又は差押状若しくは記録命令付差押状を発しないでする押収については、調書を作らなければならない。